

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の概要

平成27年9月
総務省自治行政局公務員部福利課

(1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、平成27年10月以降は、被用者年金制度が厚生年金に一元化されることに伴い、地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）から長期給付に関する規定が削除されるとともに、地方公務員共済制度において、標準報酬制が導入されたこと等に伴い、地方公務員等共済組合法施行令について、所要の規定の整備を行うものです。

(2) 地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律による地共済法の改正により、平成27年10月以後、新たな公務員制度としての年金給付として年金払い退職給付が創設されることに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

・施行日 平成27年10月 1日